

会 議 録

会議の名称	小金井市いじめ防止条例検討委員会	
事務局	小金井市教育委員会指導室	
開催日時	令和2年9月14日午後3時から午後4時20分まで	
開催場所	小金井市役所西庁舎 第五会議室	
出席者	委員	小林委員長、原田副委員長、松嶋委員、尾高委員、木下委員、山岸委員、前田委員、志波委員
	事務局	大熊教育長、大津学校教育部長、浜田指導室長、西尾指導主事、増田指導係主事
傍聴の可否	Ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	0人	
会議次第	1 教育委員会あいさつ 2 事務局からの説明 3 主な協議内容 4 教育長より 5 いじめ防止条例検討委員より 6 事務連絡	
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	(当日配布) 資料1 次第 資料2 小金井市いじめ防止対策推進条例(案)	

<p>小林委員長</p>	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 事務局からの説明 *事務局より、配布資料、条例案、今回の協議の進め方について説明した。</p> <p>3 主な協議内容</p> <p>事務局から、前回の協議を踏まえての変更点について説明があった。これについては既に文書審査が行われている。よほどの瑕疵があれば、もう1回この委員会を開かなくては行けないが、そのような目でご覧いただきたい。</p> <p>前文のところでは、2段落目のいじめのない小金井市の「 」を取った、その下の、いじめの防止のためのところを、いじめの防止等にして他との整合性を取ったという説明だった。このページの第1条と第2条に目を通して、我々の協議が反映されているか、見落としがないか、ご覧いただきたい。最初のページはいかが、これでよろしいか。</p> <p>それでは次のページ、ここでは第3条の第3項、前回までの我々の協議で、いじめを行った児童等に対してということ課題として挙げ、その中で保護者に対しての支援、という文言が形になった。これで良いか。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>第3項のことで少し話したい。この条例案を教育委員会で案として示し、教育委員から意見をいただいた。どのような意見が出たかを紹介したい。</p> <p>パブリック・コメントで、いじめを行った子どもについてもしっかり支援していくという言葉を入れていただいた。それに対して、いじめの被害を受けた子どもの命を第一に大切に扱ってほしい、加害者と被害者について及びという同列のものを並べる言葉が使われている、同列で良いのかという意見をいただいた。それに対して、私としては検討をしてみるとしたところであるが、検討を行った結果として私としては次のように解釈をしているのだが、委員のみなさんに意見を聞きたい。</p> <p>第3条の基本理念の第1項では、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることがまず大事であるとしている。その次の第2項で、いじめ防止等のための対策は児童等の生命及び心身の保護、児童等をいじめから確実に守ることがここにしっかりと明言されている。その上で第3項ではどのような支援を行わなければならないか、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等に同様の支援が必要であるとなっている。同列に扱うようになっていくところは検討したいという言い方をしたが、もう一度良く読むとそのような趣旨ではないということが良く分かった。</p> <p>以上のことを踏まえて、このような規定で良いかをこの委</p>

尾高委員	<p>員会で検討していただけるとありがたいと考えている。</p> <p>他市の条例の中には第一義的にいじめを受けた子どもの生命などを守ることを優先しなければならないという文言が入っているところがある。その後に加害者及び被害者のケアとなっているところがあった。第2項がそれに当たるのかどうかをもう一度考えてみたい。確かに同列にも見えてしまう。第一に、いじめを受けた最初にどうするのか、校長先生の権限として出席停止命令などでもできることを条例に示している市もあった。いじめを受けた子どもの人権の保護、命の保護を第一義的に私は考えたい。それをこの条例に付け加えるのか、それともこのままで解釈してもらうのか、この判断が必要である。</p>
小林委員長	<p>第3条では、いじめは児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすことであると鑑み、となっている。そして防止のためには、加害の児童等の先々のことを考えると、ケアをしないことにはいじめを繰り返してしまいかもしれない。誰の命を守るのかと言えば、いじめを受けた児童等、いじめを受ける可能性のある児童等であり、さらに保護者にもきちんと支援を行うことが必要ではないか。同等にしたというよりは、いじめの防止を実現させるためには同じくらいの力を入れるべきである、というのが今までの論議だったと思うが、いかがか。</p>
原田副委員長	<p>これまでも指摘してきたが、いじめの防止等というのは、いじめの未然防止、早期発見、対処、この3つであるが、この第3条第3項においては、対処に限定されていると理解している。これまでの議論では全体の整合性という意味で、いじめの防止等のための対策という文言で第3条は統一した。そういう面からすると第3条の第1項や第2項のいじめの防止等について広く含まれるところと、第3条第3項の場面が限定される場所の差はおのずから出てくる場所ではある。未然防止などがまずは先にある訳だが、いじめが起きてしまった場面において加害者への支援という観点を入れておく、全て同等に扱っているということではないし、全体を考えてこのような形にしたという面もある。</p>
大熊教育長	<p>委員の皆さんに確かめたいところは、第2項がしっかりあつての第3項というところである。小金井市のいじめ防止対策推進条例は、いじめを受けた被害者だけではなく、加害者もいじめをせざるを得ない状況に追い込まれているということをしっかりと踏まえて、同時に対策を行うという言い方で教育委員にご理解いただきたいと思っている。</p>

山岸委員	<p>第2項は、いじめが起きてしまったときにいじめられた子を守るというところであり、最初のいじめを収めるためのものである。そして次の第3項は、2回目のいじめが起らないようにするため、いじめられた子を更に未来も守っていくため、その根本の部分を考えていかななくてはいけないという意味で入ったのだと思う。そのような意味では、いじめられた子を大事に、まずは守ろうという気持ちがある。</p>
小林委員長	<p>そのような解釈で良いか。</p>
志波委員	<p>全体として異論はない。いじめを行った、いじめを受けたと分けるのではなく、いじめを行った子があるときにはいじめられるということもある。いじめられっ子がいじめっ子に、いじめっ子がいじめられっ子になるかもしれないということ念頭に置くと、このような形で良い。</p>
小林委員長	<p>このようなことで良いか。</p>
松嶋委員	<p>前回の協議で、いじめを行った児童等のケアについて考えるということになり、この項目が増えた。先程、原田副委員長が話した通り、厳密に言うといじめが起こった前提の話になるが、この第3条には入れなくてはいけない要素がたくさんある。第3条の第1項が背景的なものであり、その後は気を付けなくてはならない順番に並んでいる。</p>
木下委員	<p>この第3項は、話し合いの中でここに入れるということになった。順番になっているのでこのままで良いと思う。</p>
大熊教育長	<p>第2項でまずはいじめを受けた児童を守る対応としていて、第3項で両方に支援するとしている。このようなことを色々なところでしっかりと広めていきたい。</p>
小林委員長	<p>いじめを行った児童等に対しての意識が抜けていて、パブリック・コメントでこれは大事なことであり、この項目を何とか入れられないかということになり、ここに入れ、整合性を持たせるように努力した。</p>
大熊教育長	<p>この部分は他市の中にはない。ここが小金井の色であり、前文にある未来を担う子どもたちがすくすくと育つための重要な視点ではないかと思っている。これを受けてこの第3項があると説明をしていきたい。</p>
小林委員長	<p>お願いしたい。</p>

<p>松嶋委員</p>	<p>ケーキを切れない子どもたち、を読むと、両方への支援が大事だということがよく分かる。発達障害かもしれないということもあるが、少年鑑別所にいる子どもたちや殺人などを犯す子どもたちのほとんどがいじめを受けている。いじめによって凶悪犯罪の加害者になってしまう可能性があり、新しい被害者を生んでしまう可能性がある。だからここでは両方ケアをする。もちろんまず守るのはいじめられた子だが、いじめた方は罰すれば良いのだろうか。何らかのケアが絶対的に必要な状態にある子どももいる。第3項によってこれができる。</p>
<p>大熊教育長</p>	<p>委員の皆さんの意向を踏まえて、次の教育委員会ではしっかりと説明したいと思う。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>このページはこれで良いか。 次のページは、第8条の規範意識のところである。前回、話し合ったところ、結局、この言葉で落ち着いたというのが前回までの経緯であるが、良いか。規範意識で良いのかというのがパブリック・コメントでの意見だった。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>前回、私は欠席したが、議事録を読み、第7条など前後の兼ね合いなどでは、やはり規範意識という文字を使うしかないのかと思った。保護者のところは柔らかい文章にしている市もあったので、保護者がどう思うかという気持ちが正直ある。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>前回の協議でも、他に入れる言葉が見当たらないということであり、前回の話し合いでも結構時間を取ったところである。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>この文言にした一番の理由は、法律の文言である、法律を受けての条例であるということである。法律の文言とあえて異なる条項を使っていくということは、それなりの意味があるということになり、法律の文言をそのまま使用するという事に落ち着いた。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>この後、逐条解説ができると思う。その中で規範意識について説明してもらえと思うので、それを期待している。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>原田副委員長とのやりとりの中で、法律家にとって規範意識というのはなじみのある言葉であるという話があった。ただし、教育学の人間が考えている規範意識とは少し違うように感じたところがあった。そのためには解説が必要であると思う。 他にはいかがか。</p>

山岸委員	<p>今までにも出てきているが、社会性や社会のルールを守るといったピシッとした部分だけではなくて、どちらかと言うと温かい親子関係や人間関係によって子どもたちが育まれていくというところが、本当はすごく大事な部分であると思う。そういうところを大事にしなければいけないと感じた。</p>
小林委員長	<p>このページは良いか。 次のページは、第13条の第2項、第14条の第2項の委員会を設ける場合は5人以内をもって組織する、というところである。今までは10人以内だったが、多分、教育委員会としても予算の関係もあるのだろうが、何かあるか。</p>
尾高委員	<p>前回欠席したので、意見として聞いてほしい。調べたところ、教育委員会が設置するものは10人以内、市長が再調査を求めるときに設置するものは5人以内というのがほとんどだった。教育委員会、市長ともに5人としているのは見当たらなかった。人数を限定していないところもあった。実際に調査委員会に入ったところでは4人から9人であり、日弁連の報告では弁護士がほとんどの役割を担っているということである。先程の話通り、実働的に動くのは5人くらいだと思う。ただし、精神科関係においても、精神科医、児童精神科医、心理カウンセラーなど細分化されている。いじめに関して単なる対面的ないじめ、ネットを使ったいじめ等々、細分化されている。本当に5人以内が良いのか、私は残念である。10人以内として5人以内に収めることで構わないと思う。5人以内で本当に大事な調査や対応ができるのか不安である。このまま5人以内とするならば、委員の専門外の知見が必要な場合を想定し、その保証をすべきである。</p>
小林委員長	<p>今の話は第13条の第2項のことか。</p>
尾高委員	<p>市長の設置するものは多いところで12名、少ないところで5人以内、あとは人数を規定していない。日弁連の報告書では、予算について、予算の組み立てが最初からある訳ではなく、再調査及び追加調査が繰り返し行われる事例が多発しているという内容もあった。それも分かるが、10人以内として5人でも、4人でも構わない。最初から5人以内と決めてしまうと、この5人では無理、協議できない、分からないケースのときにどうするのか。そこで、専門家を特任という形で選任できるような補填、担保をして、この先どのようないじめが起き、どのような被害者が出て、どのような加害者が生まれるのか分からない世の中なのだから、この先どのように対応するのかというのを見据えて考えていきたい。</p>
事務局（西尾）	<p>元々は、都や他市の条例を踏まえて10人以内とした。しかし、実際にはどのような方で何人なのかを調べたところ、</p>

	<p>以前お伝えした学識経験者、法律、心理、福祉、医療関係者の5つの職種の方としている自治体が多く、人数は5人以内、7人以内としている自治体が多少多いが自治体によって異なっていることが分かった。今は、合意形成を図る上でこの5つの職種、5人の委員が望ましいと考えている。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>実際に調査、特に再調査を行うときに懸念される事態として、調査やヒアリングなどの対象者が多いときに人手が足りないということはあり得る。そのときには委員が指示をして補助をするような人がつけられるよう、具体的な運用について下位規定で定めてほしい。</p>
<p>事務局（浜田）</p>	<p>今、設置規則を検討している。専門性のある人が必要な時に参考として呼ぶことができるか検討していきたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>実際に、私自身が8年くらい関わったいじめというか殺人事件に関わったケースでは、様々な部局で調査を行い、関係者が情報を上げ、委員で分析をするというような役回りを、市長からの委託で行ったことがある。ものすごい人数が動いてそのような調査は行われる。昔に比べて逐語記録など取りやすくなっている、それでも大変である。従って5人の委員で全部を行うという訳ではない。また、私のような臨床心理関連の専門家の場合、いじめの委員をいくつも頼まれて大変になることがある。幸いなことにこのエリアは大学が結構あるので人材には助かっている。</p> <p>この見開きのページで終わりになる。文書審査からの指摘で、第14条の「もしくは」を「又は」に直すのはその通りということにして、最終ページまで目を通して、いかがか。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>相談機関の設置について入れられなかったことが心残りである。子どもの相談や外部機関に対して言及しているところが結構あったが、抜け忘れていた。一文、相談しやすいところというのを入れられれば良かった。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>他にいかがか。全体を見渡して、何かあるか。</p> <p>それでは、これでよろしいですね、と確定する前に、1人ずつこの1年の感想をお願いしたい。副委員長からいただきたい。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>条例の内容については、議論を尽くせたと思っている。感想として、普段このように発言したり、関わったりする場がほとんどないので、条例を1つの形にするのがこれほど大変だということが分かった。</p>
<p>志波委員</p>	<p>私はこの委員として携わるときに、小金井市は後発で条例ができるので、先発の条例にはないものがあげられるもので</p>

前田委員

ありたい、これは最初に教育長が他にはない条例ということをおっしゃったので、それを考えてきた。先発の条例を見ると、確かになるほどと思うところと、少し足りないのではと思うところなど色々あった。後発の良さとして、先発の良いところを取り入れ、整った条例にできたと考えている。基本理念の加害者に対するフォロー、第14条での議会への報告、要するにオープンにするという項目が入ったので、私としてはこれで良いと思う。

私は今年からの委員のため、3回くらいしか出ていないので、あまり力になれなかったが、大変勉強になった。これから学校でいじめ防止対策を推進していきたい。

1つ言わせてもらいたいことがある。いじめが起こり、被害者、加害者が成立して対応する、ということになると非常に簡単に話は進む。しかし、一時期、いじめは犯罪です、という言葉が出たことがある。そうすると、お子さんがいじめをしていますという話しをすると、直接的な議論ではないが、うちの子が犯罪者ですか、一体どういうことですかという話になる。そこで、相手の子が嫌な思いをしているのという話しをすると、うちの子だって嫌な思いをしている、向こうだっていじめている、と双方が主張し始めることになり得る。日常の学校生活を送りながら、新たないじめが発生する心配をしつつ、いじめの内容を明らかにし、いじめとしての形を成立させる必要がある。その形を成立させることが難しい状況になっていることが、私としては心配である。この条例を基に、いじめが発生しないように日常から推進していきたい。

山岸委員

私は4月からの任期なので、3回参加したが、大変勉強になった。普段は条例を読む立場だが、今回は読む人たちがどのように理解するかという視点で見ることができ、とても良い経験になった。学校現場としては一番大切なのは、やはり未然防止である。そして、いじめをしてしまった子どものことも話になったので、そのようなことが起こらないよう、どの子も相手に思いやりの気持ちを持てるような生き方ができるようにしていくのが大人の一番の責務だと感じた。

木下委員

市の条例がようやく、10月の教育委員会、12月の議会を経てできあがる。他の区市には既に条例があり、市の基本方針、学校の基本方針があるのだが、小金井は市の基本方針、学校の基本方針があったのに条例はなかったもので、これによってようやく大元ができる。これから市の基本方針、学校の基本方針の見直しになると思う。学校としても改めていじめについてもう一度しっかりと考え直し、未然防止を中心に子どもたちを守っていきたい。

今はSNSなど目に見えない、学校では把握しづらいいじ

尾高委員	<p>め、嫌がらせ的状况も出ている。学校だけではなかなか解決できないところは保護者、地域との連携が必要である。今回の条例にはそのようなこともしっかりと盛り込まれている。小金井は大きい市ではないから、小金井市の皆で子どもたちを守るという意識でいきたい。学校の責務も明確になったので、我々もしっかりと行っていきたい。</p>
松嶋委員	<p>色々と注文が多く、場を荒らしてしまうときもあったと思うが、自分や子どもが被害者であり、経験の上で話したこともあったので、お許しいただきたい。今後、条例が良いものとして使われることを願っている。</p>
小林委員長	<p>本当に勉強になったという一言である。専門家の方たちの意見、特に原田副委員長の法律では、という言葉の捉え方は大変勉強になった。個人的には前文を書けたのが一生の自慢であり、前文は家宝にしたいと思っている。これから学校の先生たち、私たちのような社会、地域の人、小金井市一丸となって取り組んでいきたい。個人的には、このような録音されているような場ではなく、コロナがなかったら、皆さんと懇親会でもして、ざっくばらんに話したかった。</p>
	<p>ありがとう。 基本的にはこの案で提出し、具体的なところは施行規則などでカバーしてもらいたい。 私自身が子どもの様々な問題を見ている。先程、始まる前に教育長と話をしたのだが、今年度は不登校がびっくりするほど減るだろうと思う。しかし、コロナが落ち着いた頃に学校が昔に戻ろうとするところで、とんでもないことになるのではないかと思う。遅れた分の教育課程を取り戻そうというようになったときに、バックグラウンドとして、東日本大震災のときと非常に似た構造がある。放射性物質もウイルスも目に見えないものである。目に見えないものに対しては不安が起こり、ストレスが生まれ、ストレスに応じた対処は人によって違うので、人とのぶつかり合いになる。ここまでは震災と一緒に、違いとしては、放射性物質は移らない、ウイルスは移る。移るからソーシャルディスタンス、人との距離を取ることになる。子どもたち同士が距離を取ることで、心理的な距離を取るようになるので、人が怖いという感情が基本的に残されてしまう。そのような感情が基本的に残っているときには、いじめの問題が起きやすいという印象がある。福島への支援に行った2年目に、キャンプ場に来た子どもたちに個別の相談をしたら、来た子どもたちが軒並みいじめの相談をしてきた。2年目になり全体が動き出したとき、実際の数がどうかは知らないが、いじめの問題がものすごかった。被災した子どもたちがいじめの相談をしたい、親御さんたちは怒っている、ということが印象に残っている。あの時は福</p>

大熊教育長

島から来たということでの排除だったが、今回のコロナは人が直接怖いということである。だから例えば、マスクをしていないということで排除、というようなことが起きてしまうというのが今の構造である。今はソーシャルディスタンスをとっているのに、いじめは表面化していないし、実際にはあまり起きない。しかしこれが、飲み会ができるようになった頃、とても危ないことになるような気がしている。条例はそれまでには間に合うかという印象を持っている。

これで協議は良いか。

4 教育長より

皆さん本当にありがとうございます。2年半前、教育長に就任したとき、課題と感じたことが、小金井市にはいじめ防止条例がないということだった。今回このような形で一歩進めた。ほっとするという思いと、荷が重くなるという思いが同時にある。皆さんのおかげでこのような形にできたことに対して深くお礼申し上げたい。

他市の条例と比べてみると、前文、基本理念が印象に残っている。皆さんが前文、基本理念に示した思いを、全ての教員、保護者、地域の方々に良く分かってもらうことを、まず私の仕事にしたい。未来を担う子どもたちが心豊かで安全、安心に生きていくことを目指すために、この条例があることを明言した、これが第一に大切なことだと思う。また、他市と比べて後発であるということで、改めて問題を見直すことができた。

このコロナ禍の中、急激に進んだICT推進というようなことを踏まえると、小林委員長の発言のとおり、コロナの前後での人間関係の希薄化のレベルを私たちは認識しないといけない。コロナ前でも、子どもが成長するために必要な関わりや愛情不足というのがあり、いじめにつながっていたということを実感している。それがコロナ禍によって、ソーシャルディスタンスを取ることで、助長させていると捉えると恐ろしい。しっかりとした対応をする必要がある。コロナ禍で子どもが成長するために必要な安心感が損なわれ、子どもたち一人一人は我慢をし、ストレスを溜めている。ストレスを発散するために、いじめにつながるということもあるだろうし、ソーシャルディスタンスを取らなくてはならないので、親子のスキンシップも少なくなり、子ども同士が体を寄せ合って新しいものを作り上げることも少なくなる。全てがいじめにつながるかもしれないことを私たちは認識しなければいけない

基本理念には他市にはない素晴らしさがある。第1項で、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指している。そしていじめられた子に対しては、生命及び心身を保護し、いじめから確実に守ることを全ての人たちに分かってもらいたい。その上でいじめを受けたものだけでなく、行

った児童・生徒、保護者にも支援をしっかりと行う。この3つを実現するため、木下委員も言われたが学校全体で組織的に対応し、第5項に書かれているように社会においても子どもたちの心の安全、安心を高める取組をさらに進めていかななくてはならないと心した。これを受けて市の基本方針を改めて作り直し、学校の基本方針を定め直し、しっかりとしたいじめ対策を行うことを約束して、挨拶に代えさせていただく。

6 事務連絡

*今後の条例制定までの流れを確認した。